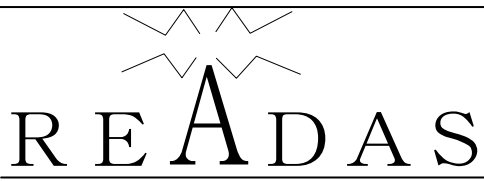


第 6001 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 7月19日 木曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 有価証券の評価損が認められる場合

**Q**：法人が所有する有価証券の評価損は、どんな場合に計上することができますか？

**A**：次のような場合に認められます。

### 【解説】

法人が有する有価証券は、次のような場合に帳簿価額と時価との差額など一定の金額を限度として評価損の計上が認められます。

1. 次の事実が生じた場合で、その法人がその有価証券の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したとき

①取引所売買有価証券等（企業支配株式を除く）について、その価額が著しく低下したことにより、その価額が帳簿価額を下回ることとなったこと

②①以外の有価証券について、その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したことにより、その価額が帳簿価額を下回ることとなったこと

③②に準ずる特別の事実

2. 更生計画認可の決定があったことにより、会社更生法等の規定に従って評価換えをしてその帳簿価額を減額したとき

3. 法人について次の事実が生じた場合で、その法人が売買目的有価証券等以外の一定の有価証券の価額について再生計画認可の決定があった時の価額により評定を行っているとき

①再生計画認可の決定があったこと

②①に準ずる事実

